赤い羽根共同募金に善意のご協力を

10月1日から

やさしさを隣人に

毎年多くの人びとの善意とあたたかいご協力に支えられて、大きな成果を収めて参りました。不況の続く中で一層福祉の充実が叫ばれこれに対応する在宅福祉サービス・老人福祉対策、心身障害者対策、更に生活に恵まれない方々など私たち社会の共同責任でお世話しなければならない不幸な人たちが多い現状であります。

このような社会福祉の現状の中で共同募金に課せられた使命も一層重大さを増しております。

ことしも十月一日から、全国一斉に共同募金がはじまります。岩室村でも、例年のように各字の区長さん方を「共同募金運動推進員」に委嘱し、「封筒募金」の方法で一世帯三〇〇円程度を目標に、広く募金をお願いすることになりました。共同募金から配布されたチラシなどもお読みいただいた上、格別のご理解とご厚意をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

数々の善意ありがとうございます

◎岩室の石崎清一さんから父順二さん（七月十六日、没）のご冥福を祈られて社会福祉のために役立ててほしいと、金十万円のご寄付がありました。

◎間瀬（現在北海道室蘭市）の本間源之亟さんから船頭観音の賽銭一万円を、社会福祉のために役立ててほしいと、ご寄付がありました。

◎樋曾の渡辺萬蔵さんから拾得報償金八、六六八円を社会福祉のために役立ててほしいとご寄付がありました。

◎和納一区の大岩幸一さんから、和納第二保育園へ二輪車一台、三輪車二台、子ども用自動車二台のご寄贈がありました。

いずれもご趣旨に添い社会福祉充実のため有効に活用させていただきます。

ありがとうございました

戦傷病者、戦没者遺族等援護法が一部改正されました

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法関係

●昭和48年4月2日以後、戦傷病者と婚姻した妻又は同日以後、傷病恩給等を初めて受給することとなった人の妻であって、夫である戦傷病者が、昭和54年4月1日において五款症以上の傷病恩給等を受給している場合、その妻に五万円又は二万五千円の国債（五年償還）が支給されます。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法関係

●昭和6年9月18日以降の戦没者の遺族で昭和50年4月1日から昭和54年3月31日までに遺族年金、公務扶助料等の受給者がいなくなった遺族及び旧陸海軍部内の判任文官等の遺族で、昭和54年3月31日までに公務扶助料受給者がいなくなった遺族に対し、特別弔慰金として十二万円の国債（六年償還）が支給されることになりました。

※請求手続き等くわしいことは、住民福祉課へ問い合せください。

旧軍人，軍属，軍人恩給，欠格者連盟，岩室村支部が結成されました

この組織は旧軍人軍属の内軍歴服務年限の不足等のために軍人恩給其の他、戦時中軍籍勤務等一切に対する国家的恩典をうけられないものが全国で五百数十万人もいますが、これ等の人達が一丸となって国に対して次の四項目を要請し、その実現を図ろうとする全国組織です。

①恩給年限戦時加算を一率に一ケ月に対し更に一ケ月の追加加算を加えること。

②戦後の外国抑留期間中の年限加算を一ケ月に対し更に二ケ月の追加加算すること。（現行一ケ月に対し一ケ月）

③軍人恩給権失格者で戦時加算率を加えた軍歴年限は軍人恩給支給権同様その同率を厚生年金、国民年金へ併合加算支給すること。

④軍人軍属に対する一般論功行賞は昭和十五年四月三十日以降中断されているが、速かに復活すること。

自分自身軍人恩給など到底該当しないものと諦めきっている方々もすくなくないような気がしますが、各自にもう一度軍歴期間の見直しと点検をされ該当者は至急この運動に参加されるよう同支部では呼びかけています。

多くの浄財ありがとうございました

――愛の協力運動――

先頃『愛の協力運動』として各家庭に協力袋を配布いたしましたところ、多くの協力を賜り総額二四万八千九百五十八円の浄財があつまりました。

ありがとうございました。

お寄せいただきましたお金は、財団法人新潟県保護司協会（会長君健男）の指導と助言を得まして、犯罪のない明るい社会を願う村民各位の期待に応えるべく地域の保護司、その他の機関団体とともに事業推進のため有効に活用されます。

現在の社会状勢及び犯罪非行の実態からみて、今後尚一層の充実強化を図る必要に迫まられておるところであります。

従来にまして村民各位の御協力をお願い申し上げます。

法当手童児　正改部一さ　たしまれが

児童手当法が一部改正され、市町村民税所得割額がない者に限り、支給される手当の額が現行六、〇〇〇円から六、五〇〇円に増額されました。

実施期日は十月一日で該当者には後日、額改定通知書を送付いたします。

医療費の増嵩にあえぐ国民健康保険

一世帯当り医療費は十五万七百五十円

八十八世帯が医療費「ゼロ」

九月上旬、国保加入の全世帯へ、一月から六月迄の医療費総額をお知らせいたしましたが、これによると一世帯当りの平均医療費は十五万七百五十円となりました。

中でも、平均六十万円近くもかかっていた部落や、三十万円台の部落が三部落もあり、個々の健康も勿論大切ですが、部落、又は地域全体の問題として「バランスのとれた食生活のあり方」等について考えなければならない課題があるように思われます。

又、受診件数では、平均一世帯で毎月、二つの医療機関へかかっている事になり、最高は六十三回でした。

六ケ月間、医療機関に一回もかからなかった医療費「ゼロ」の健康世帯は八十八世帯ありました。

健康は「自分でつくるもの」とも云われておりますが、毎日の食生活にも意を配り「元気で長生き」したいものです。

ネズミを退治しよう

ネズミは赤痢、腸パラチフス、発疹熱、ワイルス氏病の病原菌や食中毒菌を家庭内に持ち込みます。

十月中旬に駆除剤をあっせんいたしますので近所一斉にネズミ駆除を実施してください。

みんなで健康づくりを

子どもの歯と食生活

☆お誕生すぎてもうむし歯

最近5年間の村での幼児健康診査で、むし歯を持っている子どもの割合です。

昨年から始まった一才6ケ月児検診でもすでに、100人中15人の子どもにむし歯が見られました。

むし歯は総数では減少していますが、成長するにつれて増えていきます。

	1才6ケ月	2才	3才
49	—	50%	90%
50	—	70%	75%
51	—	40%	50%
52	—	29%	62%
53	15%	—	59%

☆たいせつな歯

一本ぐらい―とおろそかに考えていませんか。①食物をかむ。②発音を助ける。③顔かたちを整えるなど全部そろって、歯のはたらきができるのです。

☆むし歯は病気

あまりに多くの人に見られるために、しかたがないと諦めていませんか。むし歯は病気で、しかも予防することができるのです。

☆食生活で決まるむし歯

子どものむし歯予防には食後、歯をガーゼでふく、水や白湯を飲む、ぶくぶくうがい、はみがき、フッ素洗口と塗布などが有効とされています。しかしそれ以上に、食べもの、と食べかたによる影響が大きいのです。

◎食事とおやつの時間を決める。哺乳ビンなどでダラダラ飲ませない。

◎甘いものをできるだけひかえること。

◎寝る前の飲食をしない。

◎かたよりない栄養をとりじょうぶな歯をつくる。

規則正しい食生活、かたよりない食事、食後の口の清掃など、家族ぐるみで、より良い生活習慣をつくりあげ、子どもの健康を守りましょう。（文責保健婦）

自転車はカギと名前がよい見張り

～全国防犯運動実施中～

浄化槽の放流水検査

浄化槽の放流水検査が次の日程で行なわれます。採水口の上に物を置かないでください。

十月二十二日（月）
二十三日（火）

春に三四七件の浄化槽の放流水を検査したところ、六三件の放流水の状態が悪く指導を受けました。浄化槽は設置後の維持管理が十分でないと悪臭の発散や悪水のたれ流しの原因となり環境汚染により近所の人の迷惑になります。異常を発見したらすぐ業者に連絡するようにしてください。又、放流先の排水路は水が流れやすいよう泥上をするよう心がけましょう。

きのこ講習会

きのこ狩りのシーズンを迎え、きのこによる食中毒を防止するため左記のとおり講習会が開催されます。

希望者は十月三日迄に役場内食品衛生協会事務局迄申し込みください。

講習会日時

十月五日（金）
九時三十分集合
（国上山荘）、三時三十分終了

携行品

筆記用具、採取用具、中食、雨具

交通案内

国鉄越後線、地蔵堂駅着（上り八時五十八分）の列車に限り駅より会場迄マイクロバスを運行している。